

各務原市本庁舎耐震化基本構想(素案)

地区別説明会

平成27年1月10日(土)・17日(土)

各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会
各 務 原 市

検討の経緯

1

平成25年度	本庁舎耐震診断・補強計画(案)及び耐震改修基礎調査 <u>本庁舎は大地震により倒壊又は崩壊の危険性が高い</u>
平成26年度	「各務原市本庁舎耐震化基本構想策定委員会」設置 ・学識経験者、市内団体の代表者、公募市民等12名から構成され、本庁舎耐震化の方針を定める基本構想の策定について検討、協議 ・7月から12月にかけて、5回の協議・先進地視察を行い、基本構想(素案)をとりまとめ ・今後の予定…素案のパブリックコメント、地区別説明会を経て、第6回委員会にて基本構想(案)をまとめ、市長に答申
平成26年度末	「本庁舎耐震化基本構想」の策定 <u>本庁舎耐震化の方針の決定</u>

- 竣 工：昭和48年3月
- 構 造：鉄筋コンクリート造
- 階 数：地下1階、地上5階
塔屋2階
- 敷地面積：12,737㎡
- 建築面積：2,562㎡
- 延床面積：10,229㎡



<参考>

- 産業文化センター（北庁舎）
平成5年5月竣工、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階・地下1階、
延床面積15,202㎡
- 総合福祉会館（健康管理課）
昭和60年11月竣工、鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階、
延床面積4,440㎡

災害発生時における市施設の役割

- 災害対策本部…市役所本庁舎
 - ・ 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときに、市長の判断で設置されます。また、各務原市で震度5弱以上の地震が発生したときには、自動的に設置されます。
 - ・ 災害の予防、応急対策の実施、災害に関する情報収集・伝達、広報及び被害の調査、関係機関・自衛隊その他自治体等への応援要請及び受入体制等に関する環境整備などを行います。
- 一次避難所・現地連絡所…小学校・中学校
 - ・ 一次避難所は、自宅で生活することが困難な方が避難生活を行う施設です。
 - ・ 現地連絡所は、避難所に避難した方や市民の徒歩圏内における身近な「市の窓口」となります。
 - ・ 緑苑小学校を除く全ての小学校、稲羽中学校及び緑陽中学校の合計18箇所に設置

◎ 平成26年度中に全ての小中学校の耐震化が完了します。
- 災害時要援護者用一次避難所…福祉センター等
 - ・ 一次避難所での避難生活が困難な災害時要援護者のための施設です。
 - ・ 福祉センター、コミュニティセンターなど合計18箇所に設置

◎ 指定されている施設はすべて耐震化が完了しています。

○ 耐震診断結果の概要（I s 値）

階	東西方向	南北方向
6	0.50	0.63
5	0.65	0.52
4	0.40	0.46
3	0.39	0.40
2	0.36	0.37
1	0.34	0.28
B1	0.44	0.40

- I s 値（構造耐震指標）とは、建築物の地震に対する安全性を示す指標です。
- 耐震改修促進法で必要としている建築物の耐震性能は I s 値 0.6 以上です。
- 本庁舎は、ほとんどの階で 0.6 を下回っており、1 階では最小値の 0.28 となっています。

※第三者機関による正式な評価を受けています

I s 値 0.3 未満	I s 値 0.3 以上 0.6 未満	I s 値 0.6 以上
地震の振動等に対し、倒壊又は崩壊する危険性が高い。	地震の振動等に対し、倒壊又は崩壊する危険性がある。	地震の振動等に対し、倒壊又は崩壊する危険性が低い。

市庁舎が被災すると…

（１）神戸市役所（２号館）

阪神淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）により、水道局があった 6 階部分は押しつぶされ、必要な資料等が利用できず、市民生活に欠かせない水道の復旧に大きな影響



（２）須賀川市役所（福島県）

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）により、倒壊は免れたものの、壁、柱の損傷が激しく 庁舎は使用不能となり、解体



(3) 大槌町役場（宮城県）

東日本大震災の津波により庁舎が被災し、全職員3分の1が犠牲となり、行政情報等もすべて流失し、行政機能が完全に麻痺



- ◎ この地域では、南海トラフ大地震がいつ発生してもおかしくない状況です（各務原市の想定震度：震度6弱）。
- ◎ 本庁舎が倒壊すると、災害対策を円滑に進めることができません。
- ◎ 倒壊は免れても、設備等の損傷により行政情報を使用できないおそれがあります。

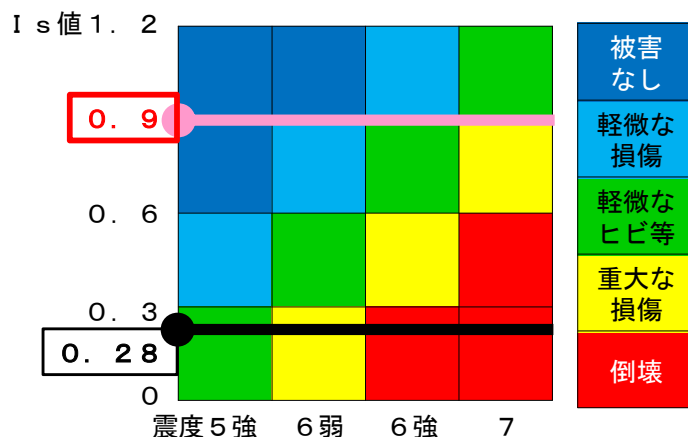
市民生活、復旧復興に大きな支障

本庁舎に求められる耐震性能

- ◎ 本庁舎は、市民サービスや災害対策の重要な拠点であることから、大地震後にも補修せず継続して使用できることを目標に、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていることが必要です。

重要度係数1.5、I s値0.9以上の耐震安全性
（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省））

○ I s値と震度別の建物の損傷について



※ 産業文化センター（北庁舎）は、新耐震基準で建設されI s値0.6相当の耐震性能を有していますが、拠点庁舎として求められる耐震性能までは有していません。

① 耐震補強

庁舎外部、内部に耐震補強ブレースや耐震補強壁を設置する。



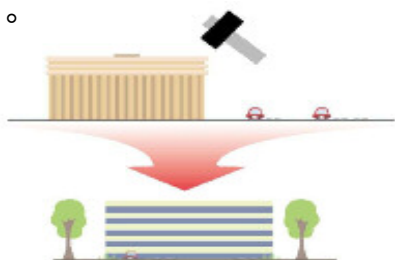
② 免震補強

庁舎の基礎部分に免震装置を設置する。



③ 建替え

本庁舎を建て替える（現庁舎敷地、別敷地）。

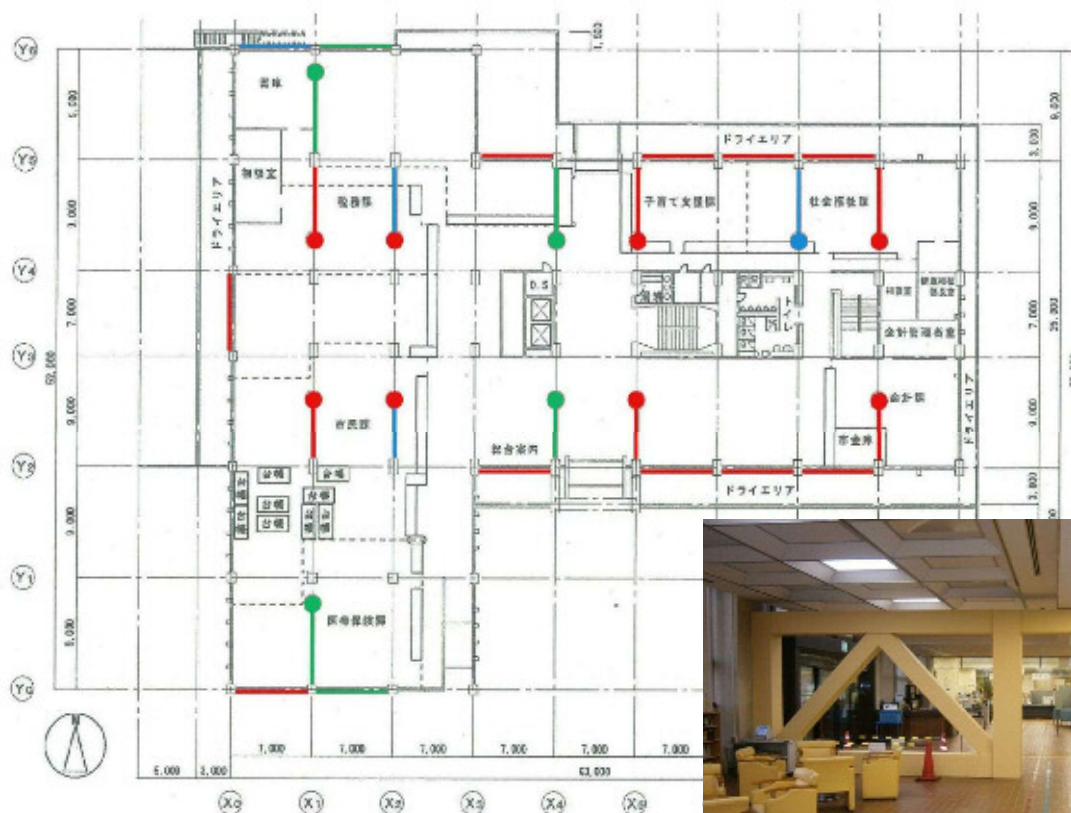


④ 現庁舎補強＋防災拠点庁舎建設

本庁舎を耐震補強（ I_s 値0.6）し、防災拠点庁舎を建設する。



参考：耐震補強計画（案）（平成25年度）



1階平面図



- 本庁舎の設備等の多くは老朽化しており、**耐震補強又は免震補強を行う場合には、あわせて設備の全面改修を実施します。**
- 主な改修の内容
 - ① 空調設備改修
 - ② 給排水衛生設備改修
 - ③ 電気設備改修
 - ④ 外壁改修
 - ⑤ 屋上防水改修
 - ⑥ 外部建具改修
 - ⑦ 天井等の非構造部材耐震化
 - ⑧ 事務室等のOAフロア化
 - ⑨ 庁舎のバリアフリー化
 - ⑩ 建築基準法、消防法等現行法規適用改修

本庁舎の課題の整理

安全性

耐震性の不足、非常時の設備不足、防犯性の欠如

- 耐震性が低いことで、震災時に建物の崩壊等の物理的な危険だけでなく、復旧のための活動の支援機能が低下するおそれがあります。

機能性

庁舎の分散化及び狭隘化、会議室の不足、プライバシーの欠如、ユニバーサルデザイン対応の不十分

- 市役所の事務量の増加により、会議室や打合せスペース、相談スペースが不足しています。
- プライバシーが十分に確保できていません。
- 多目的トイレが1階の一箇所のみとなっており、全ての人にとって使いやすい庁舎とはいえません。

経済性

建物、設備の老朽化

- 老朽化が進んでいることから、今後も必要に応じて設備や機器等の更新、改修をしていかなければなりません。

環境 保全性

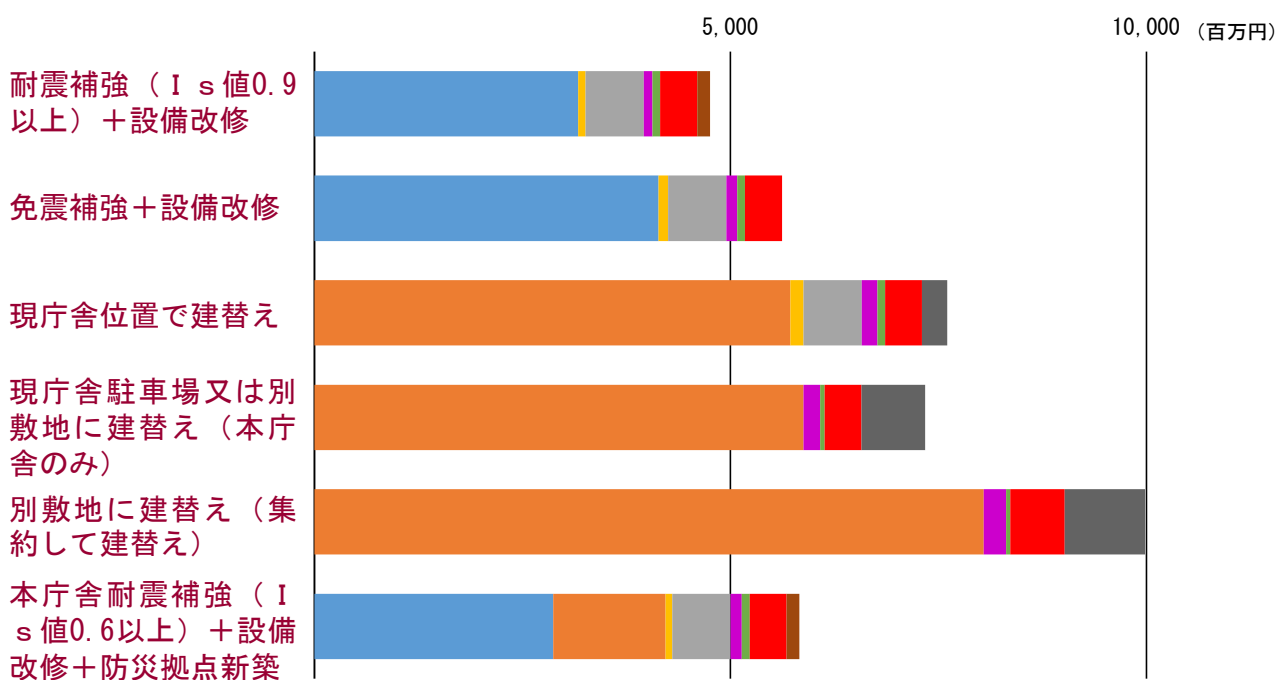
自然エネルギー活用や省エネによる環境負荷低減への未対応

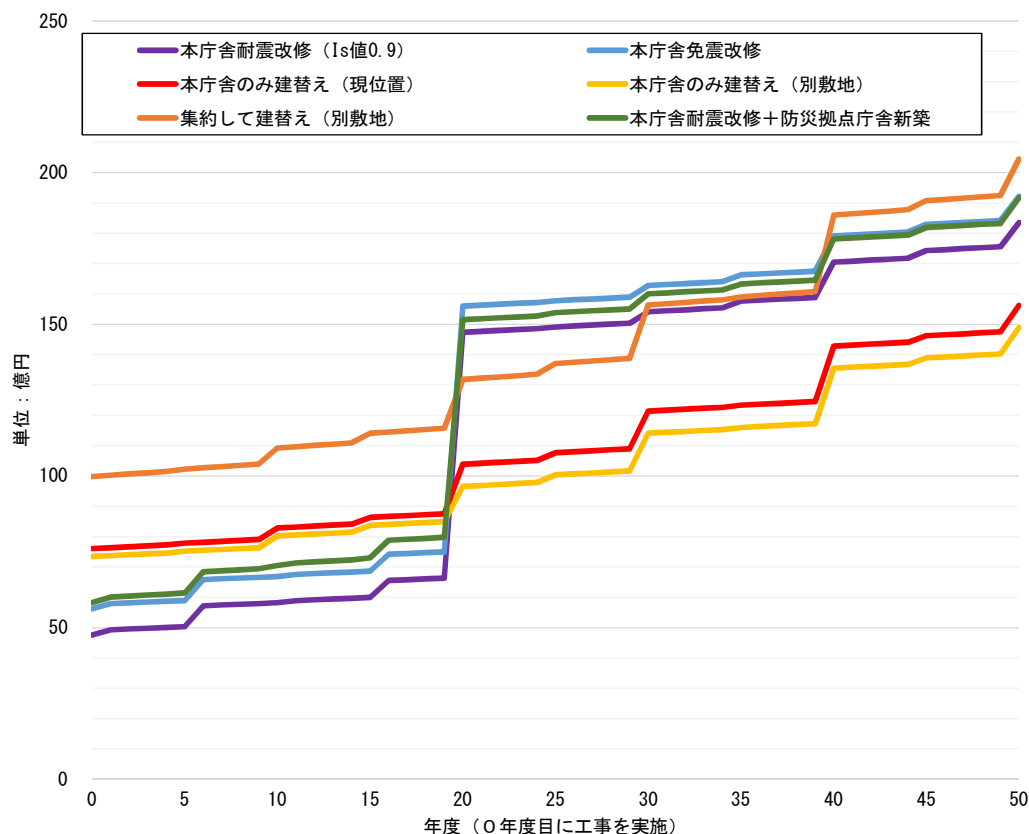
- 熱効率のよい窓ガラスや外壁などの導入や太陽光発電システムなどの自然エネルギーの利活用による環境負荷低減への対応がされていません。

○「官庁施設の基本的性能基準」（国土交通省）を用いて4つの耐震化整備による本庁舎の課題解決を評価しました。

基本的性能基準による評価			課題解決方法の検討結果 (解決可能／課題数)			
大項目	小項目	課題数	耐震補強 ＋ 改修（設 備含む）	免震補強 ＋ 改修（設 備含む）	防災拠点 ＋ 改修（設 備含む）	建替え
安全性	防災性、機能維持性、防犯性	16	12/16	12/16	12/16	16/16
機能性	利便性、ユニバーサルデザイン、情報化対応性	19	4/19	5/19	13/19	18/19
経済性	耐用性	2	1/2	1/2	1/2	2/2
環境保全性	環境負荷低減性	5	3/5	3/5	4/5	5/5
その他		1	1/1	1/1	1/1	1/1
合計		43	21/43	22/43	31/43	42/43

概算事業費について





本庁舎耐震化の整備について（まとめ）

項目		耐震補強 Is値0.9以上	免震補強	本庁舎のみを建替え		本庁舎、産文、 総福を集約し 建替え	本庁耐震改修 ＋ 防災拠点
				現庁舎位置 建替え	東側駐車場又は 別敷地で建替え		
安全性	防災性 （重要度3）	○ 6点	○ 6点	◎ 9点	◎ 9点	◎ 9点	○ 6点
	機能維持性 （重要度2）	○ 4点	○ 4点	◎ 6点	◎ 6点	◎ 6点	○ 4点
	防犯性 （重要度2）	△ 2点	△ 2点	◎ 6点	◎ 6点	◎ 6点	△ 2点
機能性	利便性 （重要度1）	× 0点	△ 1点	○ 2点	○ 2点	◎ 3点	△ 1点
	ユニバーサルデザイン （重要度1）	△ 1点	△ 1点	◎ 3点	◎ 3点	◎ 3点	○ 2点
	情報化対応性 （重要度1）	△ 1点	△ 1点	◎ 3点	◎ 3点	◎ 3点	◎ 3点
経済性	耐用性 （重要度3）	○ 6点	△ 3点	◎ 9点	◎ 9点	△ 3点	△ 3点
環境 保全性	環境負荷低減性 （重要度1）	○ 2点	○ 2点	◎ 3点	◎ 3点	◎ 3点	○ 2点
評価点数（満点＝42点）		22点	20点	41点	41点	36点	23点

本庁舎の耐震化は「建替え」による整備とする

市民の安全・安心な暮らしを支え みんなにやさしい庁舎

庁舎の役割

新庁舎の基本方針

1. 防災拠点

防災拠点の機能が果たせる庁舎

2. 市民サービス

誰もが利用しやすい庁舎

市民に親しまれる庁舎

3. 環境配慮

経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

4. 執務空間

機能的・効率的な庁舎

新庁舎の規模について

- 総務省の「地方債事業費算定基準」（総務省基準）と他自治体の事例により規模（延床面積）を算出しました。
- 今後の具体的な検討において、必要面積の変動を想定しておく必要があります。

算定方法		本庁舎のみを建替え	産業文化センター 及び総合福祉会館を 集約して建替え
①	総務省基準に基づき算定した床面積と市民協働ゾーンの合計	約12,600㎡	約17,400㎡
②	他自治体事例による人口あたりの庁舎面積	—	約21,600㎡
	他自治体事例による職員あたりの庁舎面積	約13,300㎡	約19,600㎡
参考：現庁舎		約10,200㎡	約14,590㎡

本庁舎のみ 12,600㎡～13,300㎡
集約 17,400㎡～21,600㎡

(1) 地方自治法の規定

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、**住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。**

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

(2) 建設候補エリア選定の考慮事項

- ① 駅からのアクセスの容易さ
- ② 他の官公署からのアクセスの容易さ
- ③ 地理中心や人口重心からの距離
- ④ 市有地であること又は広い敷地の確保が期待できること

Aエリア	①本庁舎敷地、②総合福祉会館敷地、③市民公園駐車場等敷地、④学びの森敷地
Bエリア	中央小学校付近
Cエリア	JR各務ヶ原駅北側付近



Aエリア			
①本庁舎敷地 	②総合福祉会館敷地 	③市民公園駐車場等敷地 	④学びの森 
本庁のみ建替え	本庁のみ建替え	本庁のみ建替え	本庁のみ建替え 全て集約建替え
Bエリア		Cエリア	
⑤市民会館第3駐車場周辺 (人口重心付近) 		⑥各務山の前町地内 	
全て集約建替え		全て集約建替え	

○「官庁施設の基本的性能基準」による市民の利便性、防災性等の12の視点について、建設候補エリアの都市機能（人口集積、商業集積）も踏まえ評価しました。

項目		Aエリア				Bエリア	Cエリア
		①	②	③	④	⑤	⑥
Ⅰ. 安全性	防災性	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	機能維持性	○	○	◎	○	△	△
Ⅱ. 機能性	利便性	◎	○	◎	◎	△	○
	機能性	○	○	○	△	○	×
	ユニバーサルデザイン	◎	◎	◎	◎	△	○
Ⅲ. 経済性	コスト	○	△	◎	◎	×	×
	更新性・拡張性	△	△	○	○	○	○
Ⅳ. 環境保全性	環境負荷低減性	○	○	○	△	△	△
	周辺環境保全性	△	△	△	○	○	○
Ⅴ. 社会性	地域性	◎	○	○	△	△	△
	景観性	○	○	○	○	△	△
	地域貢献性	◎	◎	◎	○	△	△
評価（36点満点）		27	24	29	25	16	16

建設候補エリアは「Aエリア（現庁舎周辺）」が最適

(1) 整備スケジュール

- 平成27年度に基本計画、平成28年度以降、基本設計、実施設計、工事と進めますが、事業手法、財政計画を考慮し、基本計画でスケジュールの調整を図ります。
- 本庁舎の耐震化は重要な喫緊の課題であり、いつ発生してもおかしくない南海トラフ大地震も踏まえて、できる限り早期の実施が望まれます。

(2) 財政計画

- 財源は庁舎等整備基金を基本とし、補助金や合併特例債等交付税算入のある有利な起債等の活用を検討します。
- 基本計画で、庁舎の規模、機能等を検討し、事業費及び必要な財源の確保について具体的な財政計画を立てます。